

年末年始の 市役所の業務

〽窓口業務は
12月28日(火)まで
新年は1月4日(水)
から〽

市役所、五日市出張所は、12月29日(木)から平成29年1月3日(火)まで休みになります。
※増戸連絡所は12月28日(水)から平成29年1月4日(木)まで休みになります。
なお、出生、婚姻、死亡などの戸籍に関する届出は、この期間中、市役所の宿直室（市役所1階・入り口は北東側）で受け付けます。
そのほかの市の主な社会教育施設と体育施設などの利用期間は表のとおりです。

平成29年4月1日から 学校給食費を 改定します

学校給食センターでは、適切な栄養摂取による健康の保持増進など、成長期の児童・生徒の心身の健全な発達に必要なため、献立づくり、食材の厳選、調理方法など安全・安心で栄養バランスの取れたおいしい給食の提供に努めています。
給食費は、平成22年度に改定後、食材費の高騰、消費税増税など厳しい状況の中でも「献立の変更」や「高い食材の使用を控える」などの工夫により、給食費を据え置いてきました。
しかし、近年の食材、牛乳価格の上昇により、現在の給食費では、学校給食の質を維持することが難しいため、給食費を別表のとおり改定します。保護者の皆さんのご理解ご協力をお願い

別表 給食費の改定内容（月額）

	改定前	改定後	差 額
小学校	4,050円	1・2年生	4,000円
		3・4年生	4,250円
		5・6年生	4,500円
中学校	4,600円	全学年	4,800円

※小学校1年生の給食費は、4月分のみ2,400円

します。
▽価格改定日 平成29年4月1日
▽問合せ 学校給食課秋川学校給食センター係（☎558・1123）

表 市の主な社会教育・体育施設などの利用期間

施設名	年 末	年始(平成29年)
市民プール	12月26日(月)まで	1月3日(火)から
いきいきセンター		1月5日(木)から
二宮考古館		
五日市郷土館	12月27日(火)まで	1月4日(水)から
秋川体育館		1月5日(木)から
中央公民館		
五日市ファインプラザ		
秋川ふれあいセンター		
秋川キララホール	12月28日(水)まで	1月4日(木)から
中央図書館		
東部図書館エル		
五日市図書館		
中央図書館増戸分室		
児童館		
学童クラブ		

※図書館の「返す本のポスト」は、12月28日正午から1月4日正午まで閉鎖します。

※図書館は、12月28日、1月4日共に午前10時～午後6時の開館

※市民プールは、1月3日・4日共に午前10時～午後5時の開館

年末年始の ひので斎場の業務

▽火葬業務・式場利用
●年末…12月30日(金)まで
●年始…平成29年1月4日(水)から
▽問合せ ひので斎場（☎597・2131）

るのバスの年末年始の運行状況



▽年末 12月29日(木)まで
▽年始 平成29年1月4日(水)から
▽その他 12月28日・29日は、秋川ふれあいセンター、中央公民館・秋川体育館、五日市出張所の各停留所で停車しない便があります。詳しくは、市ホームページや各停留所でご確認いただくかお問い合わせください。
▽問合せ 地域防災課地域振興係

空間放射線量 測定結果

11月28日に定点の6か所と山間部8か所で測定を行った結果、基準値を超える地点はありませんでした。なお、詳細は市ホームページで公開しています。
▽問合せ 生活環境課生活環境係

ごみの分別の徹底をお願いします！



不燃ごみの中に、有害ごみで

明るい選挙啓発 ポスターコンクール 市の入選作品展示

全国の小学校、中学校、高等学校の児童・生徒を対象に行った、平成28年度（第68回）明るい選挙啓発ポスターコンクールで入選した作品を展示します。
▽場所・日時

出すスプレー缶などが搬入され、過去には火災事故が発生しました。ごみの収集や処理が停止してしまうことがありますので、ごみを出す際には、分別の徹底をお願いします。
▽その他 詳しくは、ごみカレンダーや市ホームページをご覧ください。
▽問合せ 生活環境課清掃・リサイクル係

●市役所1階コミュニティホール：12月16日(金)～22日(木) 午前8時30分～午後5時（22日は正午まで）
●五日市地域交流センター2階展示室：平成29年1月5日(木)～11日(水) 午前8時30分～午後5時（5日は正午まで）
▽問合せ 選挙管理委員会事務局

木造住宅の耐震診断・ 耐震改修費用の一部を 助成しています



市では、市民の防災意識の向上を図るとともに、災害に強いまちづくりを推進するため、既存の木造住宅を対象に、耐震診断や耐震改修の費用の一部を助成しています。
▽申込み期限 平成29年1月31日(火)まで
▽助成棟数 耐震診断14棟、耐震改修5棟（12月1日現在）

耐震改修などをした 住宅の固定資産税を 減額します

※改修後3か月以内に申告書を提出してください。
※詳しくは、お問い合わせください。

耐震改修をした住宅

平成30年3月31日までに耐震改修工事をした住宅で次の要件を満たす場合、翌年度分の家屋の固定資産税の2分の1を減額します。
▽対象

●昭和57年1月1日以前に建築された住宅
●併用住宅では住宅部分の面積が2分の1以上であること
●耐震改修に1戸当たり50万円を超える費用を要した住宅
※減額対象床面積：1戸当たり120平方メートル相当分まで

省エネ改修をした住宅

平成30年3月31日までに一定の省エネ（熱損失防止）改修工事をした住宅で次の要件を満たす場合、120平方メートルを限度に翌年度分の家屋の固定資産税の3分の1を減額します。
▽対象

●平成20年1月1日以前に建築された住宅（賃貸住宅を除く）で、次の改修工事に補助金などを除く自己負担額が50万円を超える費用を要した住宅
●窓の断熱改修工事（必須）
●床、天井か壁の断熱改修工事
※併用住宅では住宅部分の面積が2分の1以上であること

▽その他 助成を受けるには、条件があります。詳しくは、市ホームページか窓口で配布するチラシをご覧の上、事前にお問い合わせください。

※改修後の住宅の床面積が50平方メートル以上であること。
※新築住宅特例、耐震改修特例を受けている期間は適用されません。

※省エネ改修特例の適用は1回限りです。

バリアフリー改修をした住宅

平成30年3月31日までにバリアフリー（居住安全）改修工事をした住宅で次の要件を満たす場合、100平方メートルを限度に翌年度分の家屋の固定資産税の3分の1を減額します。
▽対象

●バリアフリー改修工事（廊下の拡幅、手すりの取り付け、階段の勾配の緩和、床の段差の解消、浴室の改良、引き戸の取り替え、便所の改良、床表面の滑り止め化）で、補助金などを除く自己負担額が50万円を超える費用を要した住宅

●新築された日から10年以上を経過した住宅（賃貸住宅を除く）
●併用住宅では住宅部分の面積が2分の1以上であること

●次のいずれかの方が居住する既存の住宅
●65歳以上の方（工事が完了した翌年の1月1日現在）
※要介護認定が必要支援認定を受けている方

※障がいのある方
※新築住宅特例、耐震改修特例を受けている場合は適用されません。
※バリアフリー改修特例の適用は1回限りです。

▽紛らわしい業者にご注意ください
国、都、市では、この事業について特定の業者への委託は行っていません。
▽問合せ 都市計画課指導係